

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	三条市職業訓練施設	所在地	三条市東本成寺8番53号
設置目的	職業能力開発促進法による認定職業訓練、その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより職業人として有為な労働者の養成と労働者の経済的、社会的地位の向上を図り、技能労働者の育成に努める。		
規模	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：1,001㎡ 延べ床面積：708.48㎡ 鉄筋コンクリート3階建 室名(校長室、事務室、実習室、教室等) 	設置年月日	昭和57年12月25日 (昭和57年12月13日竣工)

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	職業訓練法人 三条職業訓練協会	指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで			
指定管理業務の内容	施設の管理運営等	指定管理料(千円)	H28	0千円	R1	0千円
			H29	0千円	R2	0千円
			H30	0千円		
導入効果	当該施設は、三条地域の近代的技能労働者養成を目的に、近隣市町村や関係業界団体等の協力のもとに設立され、その設立当初から管理受託者として管理しており、制度導入前、導入後も安定的かつ円滑に運営が行われている一方、維持管理に対する委託料等がないため効果に特段の変化はないが、直前に市職員が実施していた施設管理に係る事務・連絡調整全般を指定管理者が行うこととなったため、事務量的な部分での軽減効果は表れている。					

3 総合評価(総括)

管理運営状況評価	最高配点	50	点中	34	点	配点評価	B
評価	取支状況については、指定管理料が発生しておらず近隣市町村の建築組合の会費や近隣市町村の補助金等により運営している。 施設会計は毎年黒字経営となっているが、平成29年度以降は訓練生の人数が落ち込んでいる状況である。特に木造建築課については毎年訓練生なしの状況が続いている。このように近年は例年訓練生確保に苦戦しており、特に木造建築科については訓練生0人という状況から脱却しなければならないため、訓練生募集に係る周知活動により力を入れていく必要がある。						
今後の方針	管理運営方法の見直し						
	今後の管理形態	指定管理者制度					
	理由	訓練生数が支給要件に満たず県補助金収入がない年があったが、その他は事業計画のとおり管理運営が行われており、安定した管理運営が図られていると判断する。 また、前述のとおり、所管課の本施設管理事務の軽減にもつながることから、指定管理者制度を継続することが望ましいと判断する。					
	指定管理者制度を更新する場合						
選定方法	非公募						
非公募の場合、その理由	本施設は、職業能力開発促進法による認定職業訓練を行う施設であり、県知事の認可を受けた認定職業訓練を実施することができる職業訓練法人のみが管理運営できるものである。 現管理団体は、当該職業訓練法人としての資格を有し、設立当初から管理受託者としてこの特殊な施設を管理している実績もあり、また、配点評価がB以上であることから、引き続き非公募で現管理団体に管理運営を行わせることが適当である。						